

令和4年度答申第42号
令和4年9月30日

諮問番号 令和4年度諮問第45号（令和4年9月13日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求却下処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、父のA（以下「父A」という。）は公務中の傷病により死亡したと主張して、B知事（以下「処分庁」という。）に対し、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和40年法律第100号。以下「特別弔慰金支給法」という。）3条本文の規定に基づき、父Aに係る特別弔慰金の請求（以下「本件請求」という。）をしたところ、処分庁が、父Aは軍人としての公務上の傷病又は勤務に関連した傷病に起因して死亡したとは認められないとして、本件請求を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 特別弔慰金支給法3条本文は、戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給すると規定している。
- (2) 特別弔慰金支給法2条1項（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法

の一部を改正する法律（平成27年法律第11号）2条の規定の施行前のもの。以下同じ。）は、この法律において「戦没者等の遺族」とは、死亡した者の死亡に関し、平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号。以下「遺族援護法」という。）による弔慰金を受ける権利を取得した者をいうと規定している。

- (3) 遺族援護法34条1項は、昭和12年7月7日以後における在職期間内に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後において死亡した軍人軍属又は軍人軍属であった者の遺族には、弔慰のため、弔慰金を支給すると規定し、同条2項は、前項の規定の適用については、軍人軍属の在職期間内の勤務に関連する負傷又は疾病で公務上の負傷又は疾病でないものは、公務上の負傷又は疾病とみなすと規定している。
- (4) 遺族援護法35条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の範囲は、死亡した者の死亡の当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等以内の親族（死亡した者の死亡の当時、その者によって生計を維持し、又はその者と生計を共にしていた者に限る。）とする規定し、遺族援護法36条1項は、弔慰金を受けるべき遺族の順位は、配偶者を第1順位、子を第2順位とする規定している。

2 事案の経緯

審査関係人間に争いのない事実及び各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、昭和10年a月b日、父Aと母Cとの間に出生した。
（戸籍全部事項証明書（審査請求人）、改製原戸籍謄本（筆頭者：審査請求人）、D市長認証の除籍謄本（筆頭者：父A））
- (2) 父Aは、昭和17年12月15日、臨時招集により歩兵E連隊補充隊に応召し、昭和18年4月30日、召集解除となった。
（在郷軍人名簿、「軍人在職に係る履歴書の作成について（回答）」と題する書面）
- (3) 父Aは、昭和62年3月31日、F（以下「妻F」という。）と婚姻をし、同年5月1日、妻Fと離婚をした。
（G区長認証の除籍謄本（筆頭者：父A））
- (4) 父Aは、平成2年8月27日、H地で死亡した。
（G区長認証の除籍謄本（筆頭者：父A））
- (5) 審査請求人は、平成30年4月2日、住所地（I市）を經由して、処分

庁に対し、特別弔慰金支給法3条本文の規定に基づき、父Aに係る特別弔慰金の請求（本件請求）をした。

なお、本件請求については、妻Fが、父Aが死亡する前に父Aと離婚をしており、父Aの死亡の当時における配偶者でないため、父Aの子である審査請求人が最先順位の遺族である。

（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書）

- (6) 処分庁は、令和元年9月3日、審査請求人に対し、「死亡したA様に関して、「公務傷病又は勤務関連傷病によること」という死亡理由に関する弔慰金の要件を満たしておりませんので、あなたは特別弔慰金を受ける権利を有しません。」との理由を付して、本件請求を却下する処分（本件却下処分）をした。

（却下通知書）

- (7) 審査請求人は、令和元年11月2日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- (8) 審査庁は、令和4年9月13日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張

- (1) 「父がお国の為に軍部にとられ（中略）残された母や家族は生活も苦しく大変苦勞しました。除隊後も戦地でのけががもとで不自由になった足をひきずり死ぬまで毎日つらい生活を送っていたのを目の当りにしていたので、せめて国に認め頂き父にご苦勞様でしたと報告したいです。却下された事に納得行かない為。戦地での怪我が原因で不自由な生活をした事は事実なのに弔慰金が受けられる人と受けられない人がいる事に納得いきません。」
- (2) 上記(1)のとおり、父Aは、J地の部隊に入ったときは元気であったが、戦地で負傷（傷病名：右大腿部貫通創）し、除隊して帰ってきたときは足が不自由になっていたため、本件却下処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

- 1 まず、特別弔慰金支給法に規定する戦没者等の遺族の要件について確認すると、審査請求人が本件請求時に提出した戸籍によれば、父Aと妻Fは昭和62年5月1日に離婚をし、その後の平成2年8月27日に父Aが死亡してい

るから、父Aの死亡の当時における弔慰金を受けるべき最先順位の遺族は、子である審査請求人である。

したがって、審査請求人が弔慰金を受ける権利を取得するためには、父Aが軍人として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものと認められることが必要である。

2 処分庁は、本件請求を受けて、その保管記録を確認したが、父Aに係る弔慰金の請求及び裁定に関する記録がなかったこと、審査請求人が父Aの子であり、弔慰金支給対象の最先順位の遺族であることから、審査請求人に対し、特別弔慰金支給法による特別弔慰金が支給されるためには、遺族援護法による弔慰金の権利が裁定される必要があると説明したところ、審査請求人は、平成31年1月15日、住所地（I市）を經由して、当該裁定を行う行政庁である厚生労働大臣（以下「裁定庁」という。）に対し、遺族援護法による弔慰金の請求（以下「弔慰金請求」という。）をした。

3 弔慰金請求を受けて裁定庁がした調査の結果は、以下のとおりである。

(1) K県（父Aの除隊時の本籍地）の保管資料である在郷軍人名簿によれば、父Aは、昭和17年12月15日から昭和18年4月30日までの間、陸軍軍人として在職していたことは認められるが、父Aが当該在職期間内に審査請求人が主張する右大腿部貫通創を負ったことは確認することができない。

(2) L市（父Aの死亡の当時の住所地）に対し、父Aに対する身体障害者手帳の交付の有無について照会したが、その交付の有無を確認することができなかった。

(3) 総務省政策統括官（恩給担当）付恩給企画管理官に対し、父Aに対する傷病恩給等の裁定状況について照会したが、父Aに対する恩給の裁定がされたことを確認することができなかった。

(4) 父Aの死亡届に添付の死亡診断書（以下「本件死亡診断書」という。）によれば、父Aの直接死因は急性呼吸不全、急性呼吸不全の原因は慢性気管支炎である。本件死亡診断書には、その他の身体状況として脳動脈硬化症が記載されているが、審査請求人が主張する右大腿部貫通創は記載されていない。

4 上記3の調査の結果から、裁定庁は、令和元年8月2日、審査請求人に対し、「死亡した者は、軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して受傷り病した事実は認められません。」との理由を付して、弔慰金請求を却

下する処分（以下「弔慰金却下処分」という。）をした。

5 処分庁は、弔慰金却下処分により、審査請求人は弔慰金を受ける権利を有していないから、特別弔慰金支給法2条1項に規定する特別弔慰金の支給要件を満たしていないとして、令和元年9月3日、審査請求人に対し、本件却下処分をした。

6 審査請求人は、令和元年11月2日、審査庁に対し、弔慰金却下処分についても、これを不服として審査請求（以下「弔慰金審査請求」という。）をしたが、審査請求人から新たな資料は提出されなかった。

弔慰金審査請求を受けて、審査庁が、医学的な意見を求める目的で任命している顧問医に対し、医学鑑定を求めたところ、その意見は、仮に、右大腿部貫通創があったとしても、それは、局所的病創であり、呼吸不全につながるものではないというものであった。

7 そこで、審査庁は、令和3年2月2日、援護審査会に対し、遺族援護法41条の規定に基づき、弔慰金審査請求は棄却すべきであるとして諮問をしたところ、援護審査会は、同年3月16日、「死亡した者については、軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したものと認められない。」として、弔慰金審査請求は棄却すべきであるとの答申をした。

上記の答申を受けて、審査庁は、令和3年3月30日、審査請求人に対し、弔慰金審査請求は棄却するとの裁決をした。

8 以上によれば、父Aは、軍人として公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したとは認められず、審査請求人は、特別弔慰金支給法2条1項に規定する弔慰金を受ける権利を取得した戦没者等の遺族に該当しないから、特別弔慰金支給法による特別弔慰金の支給を受ける権利を有していない。

したがって、本件却下処分は適正であり、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであると考えられる。

なお、審理員意見書も、以上と同旨の理由を述べた上で、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとしている。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

(1) 一件記録によると、本件請求から本件諮問に至るまでの各手續に要した期間は、次のとおりである。

本件請求の受付（住所地）：平成30年4月2日（I市）
 ：同年5月22日（M県）
 （処分庁）：同年9月10日
 本件却下処分：令和元年9月3日
 （本件請求の住所地による受付から約1年5
 か月、処分庁による受付から約1年）
 本件審査請求の受付：同年11月5日
 弁明書の受付：令和2年2月13日
 審査庁への物件の提出依頼：令和3年5月13日
 （弁明書の受付から1年3か月）
 審査庁からの物件の提出：同月27日
 審理員意見書の提出：令和4年1月27日
 （審査庁からの物件の提出から8か月）
 本件諮問：同年9月13日
 （審理員意見書の提出から約7か月半、本件
 審査請求の受付から約2年10か月半）

(2) そうすると、本件では、住所地（I市）による本件請求の受付から処分庁による本件却下処分までに約1年5か月もの期間を要しているが、このうち、住所地（I市）から処分庁への本件請求の進達には約5か月（I市からM県への進達には約1か月半、M県から処分庁への進達には約3か月半）もの期間を要しているから、本件は、進達の手続に期間を要し過ぎたといわざるを得ない。受付庁及び経由庁においては、進達の手続を遅滞なく進める必要がある（平成27年4月1日付け社援発0401第2号厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正について」の記第3の1、厚生労働省社会・援護局援護・業務課発行「第十回特別弔慰金事務処理マニュアル」の第3章の第2及び第4章の第1の5参照）。

また、本件では、審査庁において、①弁明書の受付から審査庁への物件の提出依頼までに1年3か月、②審査庁からの物件の提出から審理員意見書の提出までに8か月、③審理員意見書の提出から本件諮問までに約7か月半の期間を要した結果、本件審査請求の受付から本件諮問までに約2年10か月半もの長期間を要している。上記①から③までの各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。これら

の手續が迅速に行われていたならば、本件審査請求の受付から本件諮問までの期間は、大幅に短縮されていたものと考えられる。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を改善する必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件請求から本件諮問に至るまでの一連の手續に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件却下処分 of 違法性又は不当性について

- (1) 本件では、父Aが軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したかが問題となっている。この点について、審査請求人は、父Aは戦地で負傷（傷病名：右大腿部貫通創）し、これにより死亡したと主張するようである。

- (2) そこで、父Aが軍人としての在職期間内に右大腿部貫通創を負い、これにより死亡したと認められるかについて検討する。

ア まず、K県（父Aの除隊時の本籍地）と審査庁が父Aの軍歴等に関する資料を調査した結果は、以下のとおりである。

- (ア) K県が保管する資料の中には、父Aの兵籍簿等はなかった（「K県本籍の対象者の確認について（回答）」と題する書面、「弔慰金請求書について（送付）」と題する書面、「兵籍簿等の写しの提供について（送付）」と題する書面の付箋）。

- (イ) D市が保管する資料の中に、父Aの軍歴等が記載された在郷軍人名簿があったが、当該名簿には、父Aの戦傷病に関する記載はされていなかった。

- (ウ) 審査庁が保管する旧陸軍人事関係資料の中には、父Aの戦傷病に関する資料はなかった（「戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく弔慰金請求に係る資料の交付について（依頼）」と題する書面、「戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく弔慰金請求に係る資料の交付について（回答）」と題する書面）。

イ 次に、処分庁が、L市（父Aの死亡の当時の住所地）に対し、父Aに対する身体障害者手帳の交付の有無を照会したところ、L市から、その交付の有無を確認することはできなかったとの回答があった（「身体障害者手帳、精神障害者手帳について（回答）」と題する書面）。

ウ また、審査庁が、総務省政策統括官（恩給担当）付恩給企画管理官に対し、父Aに対する傷病恩給等の裁定状況について照会したところ、同恩給企画管理官から、父Aに対する恩給の裁定がされたことを確認する

ことはできなかったとの回答があった（「傷病恩給等の裁定状況について（回答）」と題する書面）。

エ さらに、本件死亡診断書によれば、父Aの死亡の原因（直接死因）は急性呼吸不全であり、急性呼吸不全の原因は慢性気管支炎である。

そして、死亡診断書のひな型によれば、「死亡の原因」については、I欄の「イ」に直接死因を記入し、I欄の「ロ」及び「ハ」に直接死因との直接の医学的因果関係が明らかな原因だけを記入することとされ、II欄には、「I欄記載の原因と直接の関係はないが、病的経過に悪影響を与えたと思われる身体状況」を記入することとされているところ、本件死亡診断書の「死亡の原因」のII欄には、脳動脈硬化症が記載されているだけで、右大腿部貫通創は記載されていない。

以上によれば、父Aが軍人としての在職期間内に右大腿部貫通創を負い、これにより死亡したとは認めることができない。そして、一件記録を精査しても、父Aが軍人としての在職期間内に公務上又は勤務に関連して負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡したと認めることができる資料は見当たらない。

(3) そうすると、審査請求人は、遺族援護法34条1項に規定する遺族に該当せず、特別弔慰金支給法2条1項に規定する特別弔慰金の支給要件を満たしていないから、特別弔慰金を受ける権利を有していない。

したがって、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美